

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第19回理事会

平成8年10月

平成8年10月3日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者合同懇談会並びに第19回理事会

【議題及び報告】

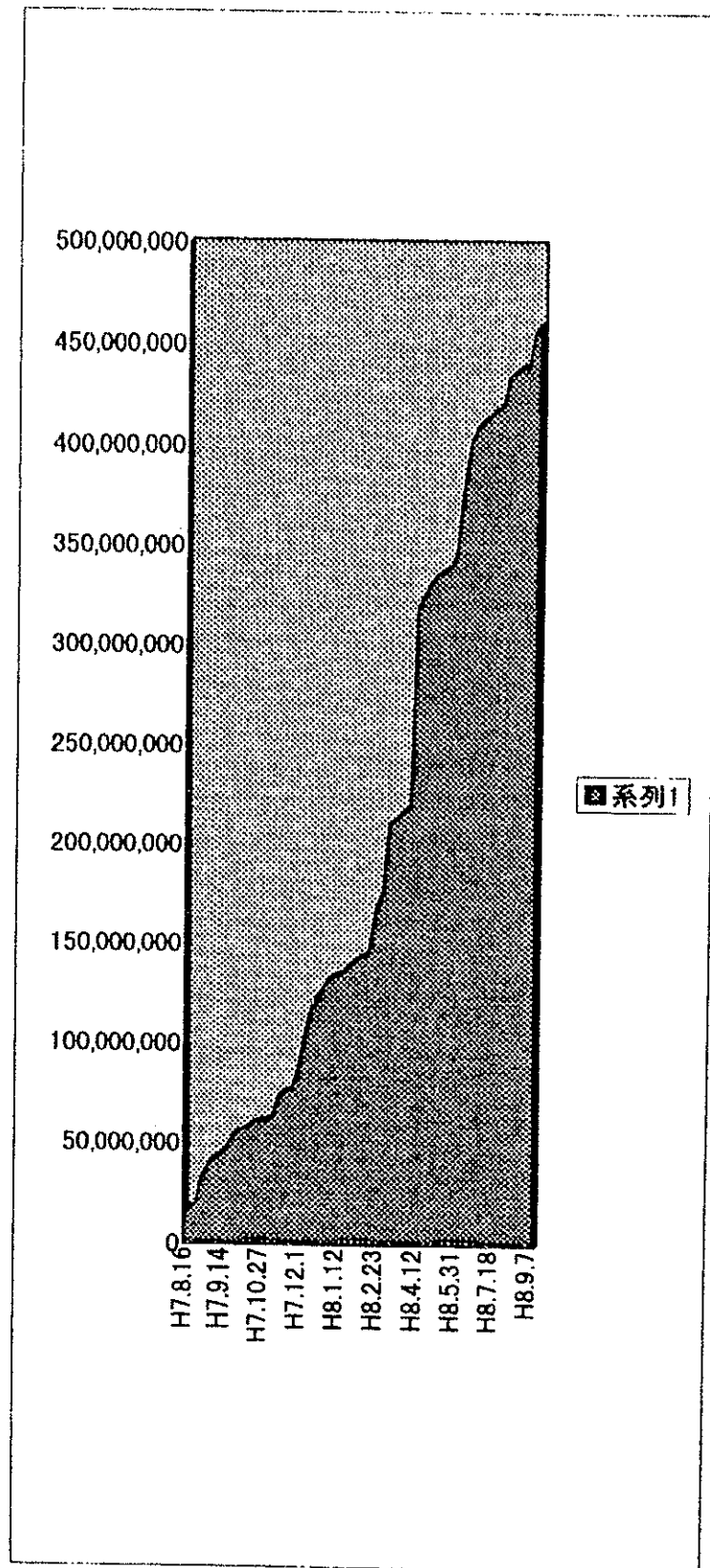
- (1) 運営審議会(9/24)の報告
- (2) 作業委員会(10/1)の報告
- (3) 各国・地域での償い事業の現状と今後の取り組み
 - ・フィリピン
 - ・台湾
 - ・韓国
- (4) 償い金と訴訟等との関係、政府の見解
- (5) 中学教科書問題 —— サンケイ等の記事について
- (6) 歴史の教訓とする事業 —— 本年度事業実施要綱(案)
- (7) 事務局からの報告
- (8) その他

添付資料一覧

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成8年9月24日

- ①募金状況… 1
- ②マリア・ロサ・ヘンソンから総理へ礼状… 2～5
- ③韓国訪問について… 6～12
- ④挺対協からの質疑書に対する返答… 13
- ⑤在日韓国人被害者について… 14～15
- ⑥政府への質問事項に対する回答について… 16～21
- ⑦日本政府の施策… 22～26
- ⑧教科書問題について… 27～30
- ⑧歴史史料小委員会について… 31～32
- ⑨日本遺族会への懇談の要請と、その回答について… 33
- ⑩「諸君」記事… 34～38
- ⑪募金者への免税措置に関する大蔵省告示… 別添
- ⑫基金関連報道記事等… 別添

H7.8.16	14,549,933
H7.8.18	17,655,449
H7.8.23	20,699,563
H7.8.25	32,235,924
H7.9.1	37,880,269
H7.9.8	43,139,044
H7.9.14	44,756,983
H7.9.22	50,191,561
H7.9.29	55,049,281
H7.10.6	56,912,959
H7.10.13	58,530,501
H7.10.20	60,711,987
H7.10.27	61,431,606
H7.11.2	61,855,390
H7.11.10	63,540,711
H7.11.17	74,632,828
H7.11.20	76,093,148
H7.11.24	77,374,038
H7.12.1	85,879,400
H7.12.6	102,842,555
H7.12.8	116,515,222
H7.12.15	124,568,767
H7.12.22	129,069,461
H8.1.4	133,754,507
H8.1.12	134,990,889
H8.1.18	135,948,788
H8.1.26	139,971,669
H8.2.2	142,987,169
H8.2.8	144,457,949
H8.2.16	146,851,262
H8.2.23	168,591,616
H8.3.1	176,112,186
H8.3.8	211,214,928
H8.3.15	213,432,168
H8.3.22	217,213,915
H8.3.29	221,177,740
H8.4.12	318,853,124
H8.4.19	326,750,897
H8.4.26	332,825,585
H8.5.10	336,291,308
H7.5.17	338,441,721
H8.5.24	340,072,943
H8.5.31	347,011,005
H8.6.7	378,154,182
H8.6.13	401,254,182
H8.6.28	408,647,704
H8.7.5	413,365,600
H8.7.10	414,738,485
H8.7.18	418,231,279
H8.7.24	419,836,382
H8.7.31	434,527,446
H8.8.8	437,324,404
H8.8.17	439,813,370
H8.8.22	440,004,221
H8.9.7	456,139,075
H8.9.21	460,994,815



記
(仮)

1996年9月9日

橋本龍太郎日本国内閣総理大臣閣下

拝啓

貴国総理大臣であられる閣下に対し感謝の意を表したいと思います。日本国の方々を代表してお詫びの手紙を下さいました。また、アジア女性基金にも感謝の意を表します。私の世代の人々が死ぬるように、日本語で書かれた総理のお詫びのお手紙は額に入れるつもりです。

私、アタナシア・コルテスさん、ルフィナ・フェルナンデスさんの3人は、8月14日のセレモニーで大変に幸せでした。マニラの日本大使、アジア女性基金の有馬副理事長及び松田さんにお会いしました。

在マニラ日本大使館の高岡さん及び小野さんには、文書作成でお手伝い頂きましたし、私の家で何度かお会いもしました。有馬さんも個人的に私の家にいらっしゃいました。アタナシアさんとルフィナさんも私の家に来たので、有馬さん、高岡さん、小野さんと私たちは8月5日に話し合いを持つことができました。

お詫びの手紙そしてアジア女性基金からの償い金、これは日本の市民の方々からのものでありますが、これらを頂いたからこそ私たちは余生を幸せに暮らすことができるのです。私の国の政府もあなたのことを歓迎しています。御友人や御家族にくれぐれもよろしくお伝え下さい。私の自伝と何枚かの写真を同封いたしました。

敬具

マリア・ロサ・ヘンソン

ロラ ロサ(注:日本人がカタカナで書く)

2592 Inocencio St.

1300 Pasay, City

Philippines

Sept. 9, 1996

Honorable Ryutaro Hashimoto:

Prime Minister of Japan:

Tokyo, Japan

Dear Sir,

I wish to express my appreciation to you as a Prime Minister of your country. Also in behalf of the citizen of Japan in giving me the apology letter also the Asian Women fund. The letter of apology written in Japanese letter, I will frame it so that my generation may read.

I (Lola Rose) Lola Atanacia Cortez and Lola Rufina Bernards, we were very happy at the ceremony on Aug. 14, 1996. We met Ambassador of Japan in Manila. With Ms. Arima vice President of AWF and Ms. Matsuda.

Mr. Takata and Mr. Ono of Japanese embassy in Manila were the one who process our documents and had some meetings in my house. Ms. Arima visit me personally in my house. Lola Atanacia and Lola Rufina were in my house. So Ms. Arima, Mr. Takata and Mr. Ono talked with us on Aug. 5, 1996.

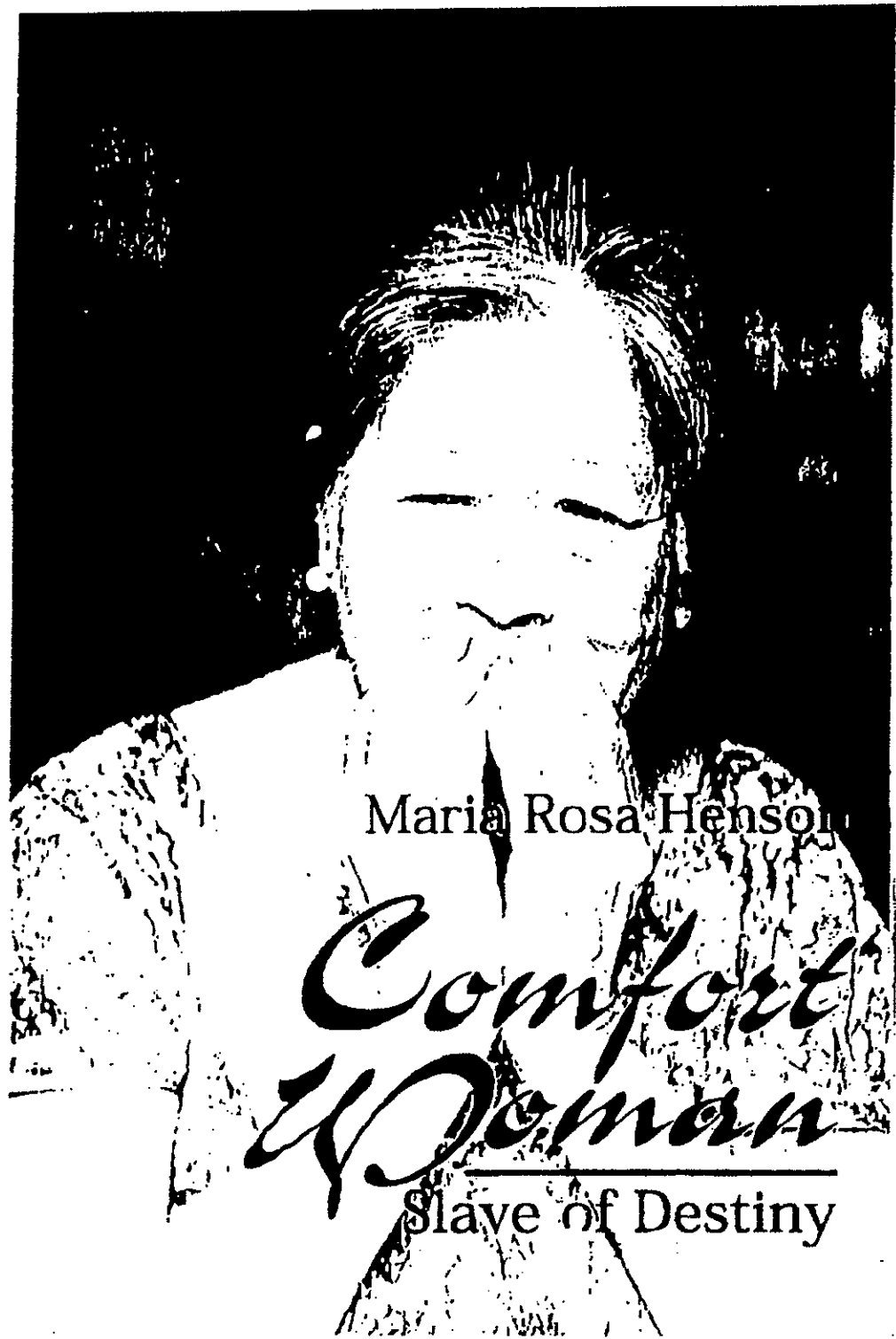
The apology letter and the money from AWF it is from the Japanese citizen, that is why we felt happy for the rest of our life. My Government welcomes you. Regards to your friends and family. I enclosed a book of my autobiography and some pictures.

Cordially yours,

Maria Rosa Luna Hanson

□ 3 □ 4

3



Maria Rosa Henson

*Comfort
Woman*
Slave of Destiny

Maria Rosa Henson

*Comfort
Woman*
Slave of Destiny

9-9-96

Honorable Ryutaro Hashimoto

With my best wishes

from Lola Rosa Henson

Philippines



右：マリア・ロサ・ヘンソン氏
 上：総理のお詫びの手紙を湯下
 駐比大使より受領した際の
 写真



訪韓報告 1996年9月23日 高崎宗司

訪韓者＝高崎宗司ひとり

月日＝1996年9月16－21日。（ただし、18日午後からは私的に滞在。）

16日（月）09：06に長坂発。18：05に金浦着。

17日（火）09：00から面会要請の電話。

11：15から『ハンギョレ新聞』社の朴ウジョン編集局副局長、金孝淳社会部長、金ヒョンベ国際部長、郭ジョンチャン生活科学部長と会う。

12：30に大使館の塩尻公使らと会う。

14：00に『東亜日報』社の洪仁根理事と会う。

『東亜日報』社の金次雄社会第一部長と会う。

16：00に『東亜日報』社の鄭求宗出版本部長と会う。

『東亜日報』社の週刊誌『NEWSプラス』徐ヨンア記者のインタビュー。

17：00に『東亜日報』社の李洛淵政治部次長と会う。

18：30に元漢陽大教授の李泳禧氏と会う。

18日（水）10：00から面会要請の電話。

11：00から国会議員会館で金權泰議員（国民会議副総裁）、申榮均議員（国民会議女性部長）、李信範議員（新韓国党）の秘書、趙淳昇議員（国民会議）の秘書と会う。

基金関係日程終了

19日（木）『文化日報』の申世美記者と話す。

20日（金）

14：00に正義具現全国司祭団の咸世雄神父と会う予定が潰れ資料のみ置いてくる。

17：00に と会う。韓国政府はもっと挺対協などを説得してから実施してくれと言っているとのこと。

21（土）

08：00に『ハンギョレ新聞』社の姜泰浩政治部記者と会う。

08：45に『女性新聞』社の孫ジョンミ記者のインタビュー。

10：00に週刊新聞『人と社会』の張ユジン記者のインタビュー。

18：40に金浦出発。

사랑방

민학회세미나 참석 「조선의 흙이 된」 저자 다카사키 교수

최근 국내에서 번역 출간된 「조선의 흙이 된 일본인」과 「일본의 망언」의 저자인 일본 쓰다주쿠대 국제관계학과 다카사키 소지 교수(62)가 최근 내한, 1주일여의 서울나들이중이다.

19일 오후 6시 민학회(회장 심우성) 주최 세미나에 참석해 저서 「흙이 된 일본인」의 주인공 아사카와 다쿠미(1891~1931)의 일생을 주제로 강연했으



조선의 민에와 사람들을 사랑해 결국 서울에 묻힌 아사카와

함을 해내고 있는 「知韓」 역사학자이다.

대학서 일본군대사를 전공, 출판사에 근무하던중 74년께 지입교포자가 김달수씨의 「일본속의 조선유적」을 통해 한·일관계사에 관심을 가지게됐고 그후 「한국사람의 눈으로 본 일본역사」를 지속적으로 연구해왔다. 그는 「反日감정-일본인과 한국·조선인」「중국조선족-역사 생활 문화 민족교육」

韓·日관련 저술활동 활발한 知韓派

며, 이에 앞서 이 책의 역사인 화가 이대원씨와 서울 망우리의 아사카와 묘지에 참배했다.

그는 독학으로 익혔다는 또렷한 우리말로 「한국방문이 25번째이며 한국의 자연을 구경하고 또 작가 학자 정치인들 각계의 지인들을 만나는 것도 재미있다」면서 「일제시대에 입입관계자로 조선에 근무하면서

의 일생을 담은 책이 서울서 출간되어 무척 기쁘다」고 밝혔다.

일제시대 아사카와가 조선집에서 조선옷을 입고 생활하면서 토크쇼 조선 곳곳을 두루 여행하며 민예품수집과 연구를 통해 조선을 아꼈다면, 60여년후 다카사키교수는 한국근대사연구와 한·일관련 저술활동을 통해 한국과 일본의 가교역

등을 저술했으며, 요즘은 「한일회담사」를 집필하는 한편 작년 여름 한국의 정신대할머니 문제를 위해 일본서 半民半官 형태로 결성된 「여성을 위한 아시아평화국민기금」 운영심의 위원으로 정신대할머니의 보상 문제를 위해 애쓰고 있다.

재일동포 아내 李順愛씨(40)는 일본 히도쓰바시大의 한국이 감사다. <申世美기자>

挺身隊問題対策協議会 貴中

1996年9月26日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

公開質疑書について

アジア女性基金の医療・福祉支援事業の趣旨・内容などは、1996年8月現在、別紙のとおりです。基金の活動と事業の全体を正確に理解し、犠牲者のみなさんは、自由な判断によって意思決定されることと考えます。

伝聞にもとづく事柄について、また当方で確認できないことについては、人権、名誉を損なう虞があり、お答えできません。

女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

電話03-3583-9346 ファクス03-3583-9347 ● 107東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

女性のためのアジア平和国民基金（国民基金） 原 文兵衛 理事長 様
女性のためのアジア平和国民基金（国民基金） 和田 雅夫 事務局長 様

1996年9月11日

在日の慰安婦裁判を支える会

8月12日付けの「国民基金」事務局長からの手紙は確かに受け取りました。また同日付けの宋神道さんあての「国民基金」理事長からの手紙につきましては、宋さんはハングルは読めますが日本語が読めませんので、本人に内容を全文読んで伝えました。

これについて、本日までそれぞれに検討しました結果をご連絡致します。

まず、被害当事者の宋神道さんは、「国民基金を受けとるつもりはないので、説明を受けるつもりもない。日本政府が本当に反省しているなら、政府にちゃんとした謝罪と補償をしてほしい」との返答を寄せています。また宋さんは、7月12日に韓国、インドネシア、フィリピンの被害者とともに「国民基金」を訪れた際、「国民基金」の事務局員が支援者を暴力的に部屋から追い出そうとした件について、「ああいう態度は許せるものではない。あれを見て、あきあき、嫌になった」と、その日の対応に垣間見た「国民基金」の不誠実さに繰り返し怒りをあらわにしています。

したがって、支える会は「国民基金」に対し、今後、本人のこのような意思を無視して宋神道さんに連絡をすることのないよう、申し入れます。

なお、7月に「国民基金」は宋神道さんとの話し合いの仲介を在日大韓民国婦人会に要請したとのことですが、このことに関して、宋さん自身が不信任感を表明していることもお伝えします。その後、当会が同婦人会と話し合った結果、同婦人会は宋さんと「国民基金」との仲介をしないことを確約されました。私たちは、当会と宋神道さんの信頼関係を否定するようなこうした行為に対し、強く抗議するとともに、今後、このようなことのないよう要求致します。

最後に、当会は、「国民基金」発足から本年8月の一時金支給強行までの経過を振り返り、あらためて、別紙のように「国民基金」への立場をまとめましたので、お送りします。

在日の慰安婦裁判を支える会 連絡先
〒131 墨田区向島郵便局私書箱32号
☎0422-41-0251

- 1 国民基金は日本政府の責任を曖昧にするものであり、被害者の人権回復にはつながらない。また国民基金が現在やっていることは、政府の責任回避の手助けと被害者の分断である。したがって、支える会は国民基金にはいかなる協力もしない。
- 2 国民基金は問題解決の責任主体ではなく、あくまでも日本政府が責任主体である。したがって、支える会は国民基金と交渉はしない。
- 3 国民基金が国家予算を使い、被害者の苦しみを利用して民間募金を集めている以上、そのすべての決定事項と事業内容を公式に発表すべきであり、被害者はその内容を正確に知る権利がある。したがって、支える会は国民基金の公式な決定については、すべて宋さんに伝え、本人の意思を尊重する。

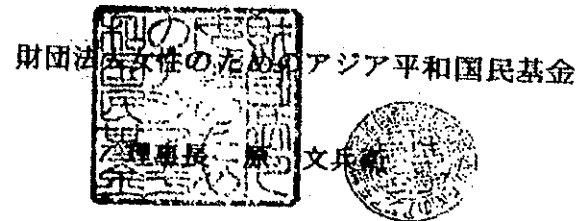


基業第76号

平成8年9月9日

外政審議室長

平 林 博 様



平素より、私どもアジア女性基金にご指導、ご協力を賜り感謝申し上げます。

今後、事業をすすめるにあたって、元従軍慰安婦の方々の中に私どもの「償い金」を受け取ると現在進行中の個人補償請求裁判の継続ができなくなるのではという疑問をお持ちの方がおります。

については、個人補償請求裁判についての貴職のご意見をお聞かせいただければ幸いです。



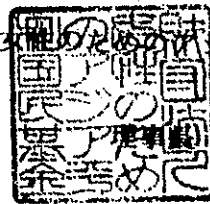
基 業 第 7 9 号

平成8年9月18日

外政審議室長

平 林 博 様

財団法人アジア女性基金



平素より、私どもアジア女性基金にご指導、ご協力を賜り感謝申し上げます。

元従軍慰安婦の方が、基金が示す一定の手続きにより基金の償い金を受け取る際に、「訴訟を取り下げること」あるいは「あらたに訴訟を提起しないこと」などを約束させることも含め、あらためて条件をつけることはないと私どもは考えていますが、この点について貴職のご意見をお聞かせいただければ幸いです。

閣外審第259号

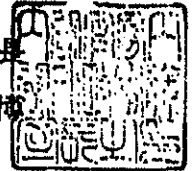
平成8年10月2日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛 殿

内閣官房内閣外政審議室長

平 林 博



1. 平成8年9月18日付けの御質問について

アジア女性基金が償い金を元従軍慰安婦の方にお渡しするに際して、日本政府が元従軍慰安婦の方に条件を求めることは当然ない。

2. 平成8年9月9日付けの御質問については、次のように考えます。

(1) アジア女性基金からお渡しされる償い金は、アジア女性基金が、従軍慰安婦問題について、道義的な責任を果たすという観点から、国民の啓発と理解を求める活動を行い、募金活動を行った結果、広く国民各層から募られた償いの気持ちの表れである。

(2) したがって、日本政府としては、アジア女性基金からの償い金は、法的な問題とは次元を異にするものであり、償い金を受け取ることが、個人がこの問題について日本の裁判所に訴訟を提起し、その判断を求めることを妨げるようなものではないと考えている。

(3) この問題についての日本政府の法的立場は、従来のとおりであり、変更はない。

(4) なお、平成8年8月14日、フィリピンにおいて、マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン氏に対し、総理の手紙と原理事長の手紙等をお渡しした伝達式において、ヘンソン氏は、「総理の手紙を受け取って幸せである。内容にも満足している。」と述べるとともに、東京地方裁判所に係属中の自己の訴訟について触れ、「自分は、既に日本を許している。私が日本を許さなければ、神様が私をお許しにならない。訴訟は続行するが、今後の活動は弁護士を通じて行う。」とコメントしていることを付言する。

日本政府としては、ヘンソン氏が、日本政府及びアジア女性基金の行っている各

施策の意義を十分に承知された上で、総理の手紙及び国民からの償い金等を受け入れて、他方、訴訟は続行するという対応をされていると承知している。

3 従軍慰安婦問題に関する日本政府の法的立場についての照会があった場合には、次のようにお答えください。

(1) 日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題も含め、先の大戦に係る賠償、財産・請求権の問題については、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきているところである。

(2) 台湾及び韓国との関係においては、我が国と交戦状態にあったわけではないので、いわゆる賠償の問題は生じない。他方、いわゆる「財産・請求権の処理の問題」については、サン・フランシスコ平和条約第4条(a)は、我が国と台湾、韓国のようないわゆる「分離地域」との間のかかる「財産・請求権処理」は、我が国とかかる地域の施政を行っている当局との間の特別取極の主題とする旨定めている。

韓国については、1965年12月18日発効の「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第2条において、日韓両国及び両国民の間の財産・請求権等の問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認している。

また、台湾については、我が国と台湾の施政当局との間の特別取決による処理が実現に至らない状況で、1972年に日中国交正常化が実現した結果、台湾の施政当局との間でかかる処理を行うことができなくなった。いずれにしても、日本政府として、元従軍慰安婦の方に対して、個人補償を行うことは考えていない。

(3) なお、従軍慰安婦問題に関する継続中の訴訟については、原告らの主張は、国際法、国内法上の根拠を欠き成り立たないものであるなど、日本政府としてそれぞれの法廷の場において然るべく主張を行ってきており、今後とも訴訟に係る我が方取り組みに何ら変更はない。

基 業 第 8 0 号

平成8年10月3日

台北市婦女救援社会福利事業基金会

様

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 文兵衛

私どもの理事である下村満子さんらが1月に訪れた際に、問い合わせのあった、私どもが進めております事業と政府の法的立場との関係について、以下のように政府の見解をえましてので、お知らせします。

この見解をふまえ、今後、私どもアジア女性基金へのご理解とご協力を賜りますようお願いします。

(1) 元慰安婦の方が、基金が示す一定の手続きにより基金の償い金を受け取る際に、「訴訟を取り下げること」あるいは「あらたに訴訟を提起しないこと」などを条件をつけることはないということについての政府見解は下記のとおり。

【政府見解】

アジア女性基金が償い金を元従軍慰安婦の方にお渡しするに際して、日本政府が元従軍慰安婦の方に条件を求めることは当然ない。

(2) 個人補償請求裁判についての政府見解は下記のとおり。

【政府見解】

①アジア女性基金からお渡しされる償い金は、アジア女性基金が従軍慰安婦問題について、道義的な責任を果たすという観点から、国民の啓発と理解を求める活

動を行い、募金活動を行った結果、広く国民各層から募られた償いの気持ちの表れである。

②したがって、日本政府としては、アジア女性基金からの償い金は、法的な問題とは次元を異にするものであり、償い金を受け取ることが、個人がこの問題について日本の裁判所に訴訟を提起し、その判断を求めることを妨げるようなものではないと考えている。

③この問題についての日本政府の法的立場は、従来のとおりであり、変更はない。

④なお、平成8年8月14日、フィリピンにおいて、マリア・ロサ・ルナ・ヘンソン氏に対し、総理の手紙と原理事長の手紙等をお渡しした伝達式において、ヘンソン氏は、「総理の手紙を受け取って幸せである。内容にも満足している」と述べるとともに、東京地方裁判所に係属中の自己の訴訟について触れ、「自分は、既に日本を許している私が日本を許さなければ、神様が私をお許しにならない。訴訟は続行するが、今後の活動は弁護士を通じて行う」とコメントしていることを付言する。

日本政府としては、ヘンソン氏が、日本政府及びアジア女性基金の行っている各施策の意義を十分に承知された上で、総理の手紙及び国民からの償い金等を受け入れて、他方、訴訟は続行するという対応をされていると承知している。

平成8年9月1日

内閣外政審議室

外務省

従軍慰安婦問題に対する日本政府の施策

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、1992年の宮沢内閣以来、機会あるごとに元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明している。日本政府は、この問題についての道義的な責任を果すという観点から、アジア女性基金の創設を支援するとともに、特に、昨年6月14日には、①元従軍慰安婦の方々への国民的な償いを行うための募金、②政府の資金による元従軍慰安婦の方々に対する医療、福祉支援事業、そして、③この事業を実施する折、日本政府が、元従軍慰安婦の方々に、国としての率直な反省とお詫びの気持ちを表明することの各施策を発表し、その推進に努めている。日本政府は、アジア女性基金が所期の目的を達成できるように、その運営経費の全額を負担し、募金活動に全面的に協力するとともに、基金事業の基本政策の決定には、共同して参画している。

日本政府は、このような各施策を推進する中で、本年7月末には、すでに、元従軍慰安婦の方々に対して総理の手紙をお届けし、同時に、アジア女性基金からの一時金をお渡しする用意を整え、8月14日には、フィリピンにおいて、後述のとおり、基金の事業が実施される運びとなり、同時に、総理の手紙をお届けした。

なお、政府からの出資による医療、福祉支援事業についても具体的な事業内容を策定しつつある。

日本政府は、今後とも基金と協力し、関係国・地域と相談しながら、近日中にこれらの事業を実施できるようにしたいと考えている。

1 総理の手紙

日本政府は、これまでいろいろな機会に、従軍慰安婦問題について、お詫びと反省の気持ちを表明してきた。

総理は、日本政府を代表して、2で述べる国民的な償いの事業が行われる際に、この問題に関して改めて心からのお詫びと反省の気持ちを表す手紙（別添）を直接元慰安婦の方々にお届けすることとしている。

8月14日には、官房長官の記者会見の際、総理の手紙の内容が公表された。

2 国民的な償いの事業

日本政府は、従軍慰安婦問題について、国民の啓発と理解を求める活動を行い、アジア女性基金が行ってきた国民的な償いを行うための民間からの募金活動に最大限協力してきた。

その結果、アジア女性基金は、国民個人、民間企業、労働団体さらには、政党、関係などからの共感を得て、8月22日現在で、4億4000万円にのぼる募金が集まっており、その額はなお確実に増え続けている。

アジア女性基金は、本年7月19日（設立1周年）の理事会において、韓国、フィリピン、そして台湾における元従軍慰安婦の方々に対して、一人当たり200万円の一時金をお渡しすることを決定し、フィリピンにおいては、8月13日に「お知らせ」を行い、フィリピン政府による認定を受けた方々に順次一時金をお渡ししてきている。その際、上記1の総理の手紙とともに償いの事業の趣旨を明らかにしたアジア女性基金理事長の手紙及び国民から寄せられたメッセージを併せ届けている。

3 政府資金による医療、福祉支援事業

政府は、道義的責任を果す事業の一つとして、韓国、フィリピン、台湾における元従軍慰安婦の方々に対する基金による医療、福祉支援事業に対して、今後10年間を目途として、総額約7億円規模の財政支出を行うこととしている。

本事業の内容は、例えば、①住宅改善、②介護サービス、③医療、医薬品補助等が考えられるが、元慰安婦の方々のおかれている実情に沿うものとすべく、相手国政府、さらには関係団体等と協議しつつ、具体化を図っている。

4 教育の分野における努力

日本政府は、従軍慰安婦問題についての国民の啓発と教育の重要性を認識し、特に、我が国の次代を担う若者たちが、学校教育を通じて、我が国の近現代史にわたる歴史を正確に理解することを重視し、その面での努力を強化している。

日本においては、ほとんどすべての高校の教科書において、慰安婦問題が取り上げられており、来年度からは、すべての中学校の教科書にも取り上げられることになっている。

5 女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題への積極的な取り組み

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題が多くの女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるという認識のもとに、女性に対する暴力などの今日なお存在する女性問題を解決するべく積極的に取り組んでいくことも、将来にむけた日本の責任であると考えている。

日本政府は、アジア女性基金が、このような今日的な女性問題の解決に向けた活動として行っているNGOへの支援や国際会議の開催ができるように政府の資金を拠出するなどして協力している。

8月には、ESCAPとの共催により、家庭内暴力など今日的な女性問題をテーマに国際フォーラムを開催し、各国から専門家が参加し、有意義な議論が展開された。

(以上)

アジア女性基金の歩み

- △1991年12月 政府が、朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について調査を開始
- △1992年7月 「いわゆる朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」（第一次調査）の結果を公表
- △1993年8月 政府は、「いわゆる従軍慰安婦について」（第二次調査）の結果を公表
政府が、軍の関与を認め、お詫びと反省の気持ちを表す
- △1994年8月 内閣総理大臣談話において、従軍慰安婦問題について国民参加の道を探ると発表
- △1995年4月 政府は、1995年度予算において、基金の運営経費等として、4億8000万円を計上
- 6月 政府(官房長官)が、政府の資金等による女性の尊厳事業、基金の事業内容等について発表。
- 7月 「女性のためのアジア平和国民基金」発足
内閣総理大臣が、発足にあたって「ごあいさつ」を発出
- 8月 政府は、基金が行う事業について必要な協力を行うとの閣議了解
官房長官による閣僚募金の呼びかけ
- 12月 政府が、基金を財団法人として許可
募金額が1億円を越える
- △1996年1月 基金の対話チームが、フィリピン、台湾、韓国を訪問
- 2月 官房長官による閣僚募金の呼びかけ

4月

募金額が3億円を越える

政府は、1996年度予算において、基金の運営経費として4億8000万円、医療、福祉事業等を支援するために150万ドルを計上

6月

募金額が4億円を越える。

7月

募金から、元慰安婦一人当たり200万円をお渡しすること、同時に総理の手をお届けすること、また、医療福祉事業について、総額約7億円規模と正式に決定

8月

比において、基金の事業が実施され、一時金が支給され、総理の手紙が届けられた。

教科書から「従軍慰安婦」問題を削除させる活動に対する「見解」(案)について

運営審議会(9月24日)で、基金もしくは基金有志の見解を出すことを合意した。併せて、基金は歴史資料小委で「犠牲者の証言聞き取りと裏付け」を重視すべきとの意見が出された。また10月1日の作業委で、フィリピンで手渡しが始まったが犠牲者の「被害事実」内容を公表し拠金者などに応えるとともに、「事実」による歴史認識につなげる必要があると合意した。

見解を出す趣旨——

- 今年に入って「従軍慰安婦」問題に対して「虚偽」「問題でない」などの論調が増えている。自民党総務会でそのような意見が強まり、「歴史、教育問題」を検討することなどを掲げ、6月4日自民党本部で「明るい日本・国会議員連盟」が結成された。その趣旨で全国キャラバンを行う団体もある。
- 「慰安婦問題を取り上げるな」「自虐史観をやめよう」との政策批判、論調に対して、基金として明確に見解を出して対応することは、運動側からの「基金批判、反対」への共通課題として提起できる。
- 総選挙、基金反対側の行動スケジュール、アジア各国の対日批判に対しても、一定の見解表明は基金推進にとって有効と考えられる。

明るい日本・国会議員連盟

自民党の議員連盟であり、発起人代表は奥野誠亮議員(衆・奈良・83歳)ら44人。

役員——会長奥野議員、幹事長中山利生議員(衆・茨城・71歳)、事務局長板垣正議員(参・比例・71歳、日本遺族会顧問)。副会長に虎島和夫議員、衛藤晟一議員、また幹事に荒井広幸議員、武部勤議員、狩野安議員など、与党・戦後50年問題プロジェクトのメンバー経験者が入っている。

加盟議員——6月3日衆議院64人、参議院52人の合計116人だったが、10月3日に確認したところでは、衆68人、参54人の合計122人となっている(衆議院解散はあったが)。

活動目的——近現代史、憲法、防衛、教育・福祉・環境など諸問題の解明、政策実現をあげている。9月13日の総会で中学校の社会科教科書から「従軍慰安婦」を削除するなど是正を求める決議。同17日、奥田文相に対し削除の申し入れをした。

教科書「慰安婦」削除全国キャラバン

日本を守る国民会議(黛敏郎議長、東京・目黒区)は9月20日から茨城を起点に全国キャラバンを開始。①夫婦別姓法案反対②反日・自虐史観—歴史教科書の是正③加害と侵略の展示—戦争資料館の撤去を提言するもの。チラシ—これでいいのか日本・自虐史観から日本を守ろう—「反日」歴史教科書と「侵略」戦争資料館を正すために。小冊子—「反日教科書」から子供を守ろう(32ページ)。

連動している・そう推測される人物、団体——藤岡信勝東大教授「自由主義史観研究会」、中村榮独協大教授「昭和史研究所」、日本教師会(若井勲会長=京都文教短大助教授)、渡部昇一上智大教授、評論家・上坂冬子氏、日下公人氏ほか

「産経」を始めとする新聞・雑誌の展開

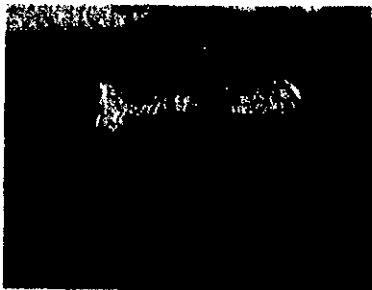
産経は従来の「キャンペーン」を引き継いで、「教科書が歪めた歴史」シリーズ企画を連載、①「従軍慰安婦」(9/27)。ほか「正論」(産経)「諸君」(文芸春秋)「文芸春秋」、「週刊新潮」など。

「奥野発言」に対抗する動き

新進党・平成会122人の国会議員有志が橋本総理に奥野発言に対する申し入れ(6/18)

奈良県女性解放共闘・部落解放同盟奈良県連合会などによる公開質問、集会(10/4)など

全国縦断キャラバン—9月下旬出発！



—昨年のキャラバン隊(街頭宣伝活動)

国民会議からの3つの緊急提言

- 1) 家族を解体する一夫一婦別姓法案に反対を 政府は次期通常国会において、法案を成立させようとしています。日本の家族崩壊につながる民法改正に反対の国民運動を推進していきます。
- 2) 反日・自虐史観 歴史教科書の是正を 来春から使用される中学校社会科教科書の全てに「従軍慰安婦」の記述が登場。誇りある日本の歴史を子供たちに伝えるため、教科書の是正を訴えていきます。
- 3) 「加害と侵略」の展示—戦争資料館の撤去を 長崎の原爆資料館では、いわゆる「南京大虐殺」に関する虚偽の映像が問題となりました。日本の「加害」と「侵略」を殊更に強調する戦争資料館の撤去を提唱していきます。

今年もキャラバン隊が全国46都道府県を訪問。各地で街頭宣伝活動や各種行事を行います。皆さん奮ってご参加ください。

キャラバン日程表

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	10 1	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	9 20	月 日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	曜
千葉	群馬	山梨	東京	静岡	岐阜	愛知	三重	福井	石川	富山	(移動日)	長野	新潟	山形	秋田	(移動日)	北海道	(移動日)	青森	岩手	宮城	福島	神奈川	栃木	埼玉	茨城	東日本
(移動日)	和歌山	滋賀	京都	大阪	奈良	兵庫	岡山	山口	福岡	長崎	佐賀	福岡	熊本	鹿児島	宮崎	(移動日)	大分	(移動日)	高知	徳島	香川	愛媛	広島	島根	鳥取	(移動日)	西日本

※キャラバン行事のお問い合わせは国民会議事務局まで(日程が変更することもあります)

談話室

▼「寅さん」こと 渥美清さんの訃報に寄せて、ある米国週刊誌はその国民的人気の秘密を「古くからの義理や人情、温かい心、気前の良さなど、日本人が戦後五十年の中で失ったものをかたくなに繰り返して表現していたからだ」と記しました。また、渥美さんは生前「俳優にとつて大事なことは、良い話、美しい出来事に関心を持つこと」と言っていたそうです。▼これ



は教育者にも当てはまることではないでしょうか。本誌に初めて執筆頂いた藤岡先生の会の活動が反響を呼んでいるのも、自虐的な話はもうたくさん、見失われた先達たちの「良い話、美しい出来事」を知りたい、という国民の願いの表れかもしれません。(坂元)

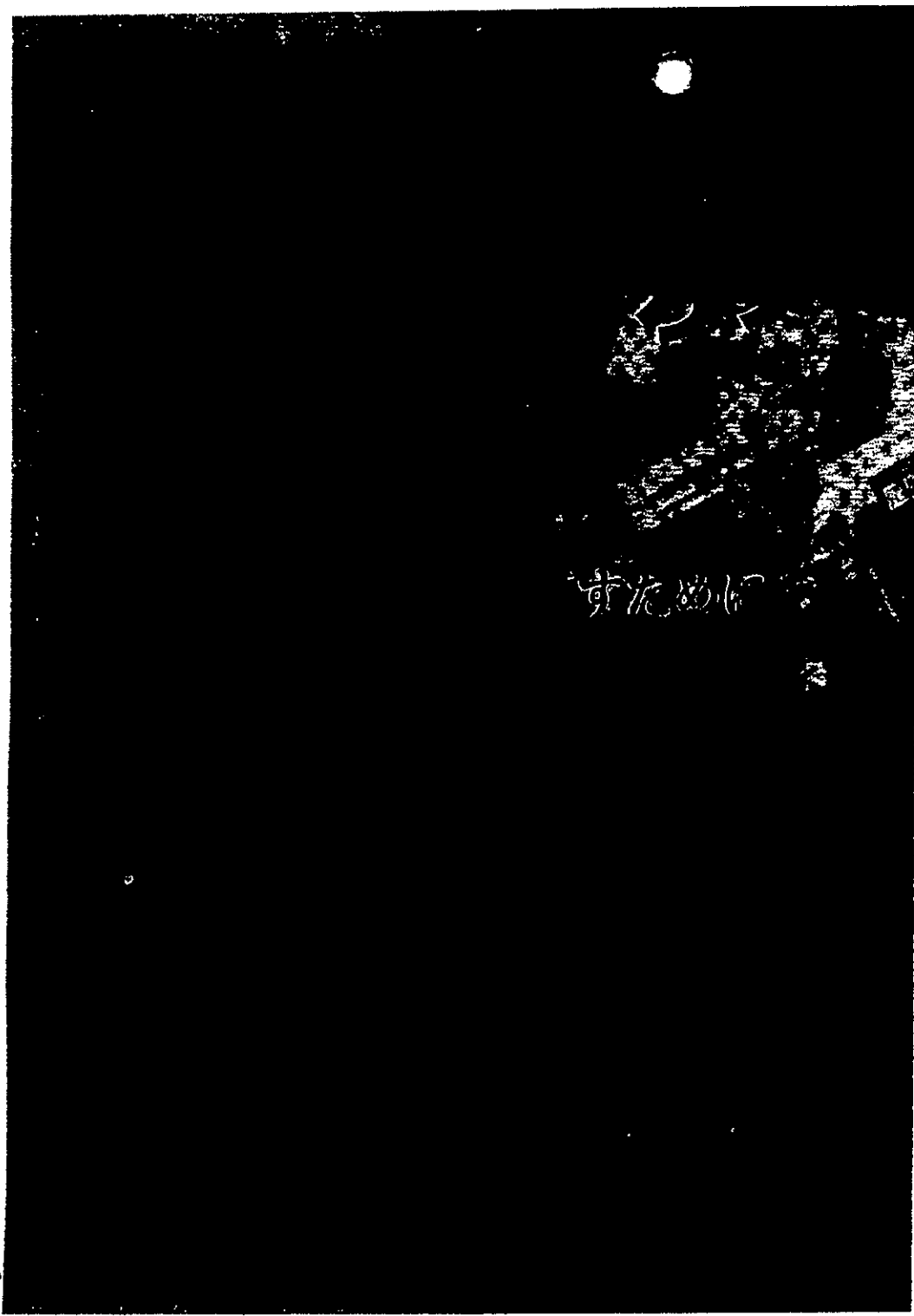
日本の風吹一括購読者名録

多数の皆様に一括購読のお申し込みを頂いております。ご芳名の掲載をもちまして御礼にかえさせていただきます。

（ご入金順・敬称略）
 神川清人／宮崎県神社庁塩田支部／桐
 木島勇／三光建設代表取締役・松田雄雄／横浜秀典／藤原久子／緒方基一／金刀比羅宮宮司・藤原啓世／板原裕寛／多摩神社／埼玉県神社庁八潮市連合支部／伴野慎一郎／土井 隆／川西上／西田正一／朝霞支部連合会会長・相沢剛良／西之園守夫／竹下一雄／熊野達王大社／遠藤正巳／三井神社／遠藤公昭／水野修次／東内喜美代／木村博雄／波南 荘／高木宗一／廣西別神社／鳥取県神社庁八頭支部／宮城県神社庁白石市刈田支部／瀬崎勲吉／南井病院／知立神社宮司・神山蔵夫／遠藤千穂／三重県神社庁／立正佼成会名古屋教会／古賀真男／静岡県神社庁浜名支部／以下次号

発行所 日本を守る国民会議(篠敏郎議長)

〒153 東京都目黒区青葉台3-10-1-601 ☎03(3476)5611 年間購読料3,000円(送料込) 振替番号口座 00130-5-719724



国民運動の提言

教科書問題

文部大臣および教科書出版会社に、教科書の是正の要
①望活動を行い、「従軍慰安婦」「南京大虐殺」等の事実
に反する記述を訂正させよう。

文部省は、教科書の内容が「従軍慰安婦」等の事実を歪曲し、
②日本の子どもの教育にふさわしい歴史教科書を創出
しよう。

その教科書の内容が、従軍慰安婦等の事実を歪曲し、
③戦争資料館問題
全国の戦争資料館から「加害と侵略」「コーナ」の展示
を撤去させよう。

日本の近世史を「一方的に断片」し、戦争責任を否定する「加害と侵略」
④正しい日本の歴史を伝え、英雄を顕彰する展示を充実
させよう。

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

菅 義偉

中学校歴史教科書を 告発する 有識者の声

偉大な先人を告ぐ
上野大学教授 渡部 武
世界史の大潮流を要するほどの
ことをやった日本人に偉人はい
なかったのか。それは十九世紀の
キリスト教に劣る数だけいたのだ
ある、その偉大な先祖たちのこと
を教えず、根拠薄弱な南京事件と
か従軍慰安婦(正しくは戦地売春
婦)を真実教育の教科書にまで入
れるとは何事か。日
本人のやる事か。
時代遅れの唯物史観
東京大学教員 西岡 謙二
近代日本をフランス
革命以前の西欧の絶対
主義体制とみなす時代
遅れの唯物史観。一般
の言論界ではつとに克
服されたが、今なお
学校の教科書にのみ大手を振って
まかり通っている時代錯誤に、根
本の原因がある。七書全部が大岡
興だが、とりわけ教育出版、日
本書籍、大阪書籍のものは右の極
直ぶりにおいてワースト・スリー
である。監修執筆に名を連ねてい
る著名な学者たちはいったい自分
の目で責任をもって検証している
のか、公開の場に出てきて、説明
せよ！
反日史観の教科書
自由主義歴史研究会代表 藤田 信雄
本年の四月から教室で「この教科
書が多様な中学生に与えらるるこ
とを想像すると、暗澹たる思いを
禁じ得ない。すまじいばかりの
暗黒史観、自虐史観、反日史観の
オンパレードなのである。
検定済み教科書には、明治維新
の歴史的真義の認識、新生日本の
生みの苦しみに対する愛
憎、自国に対する愛
情があるまじいの十べ
てが欠けている。
事実誤認の戦後補償
菅原 上野女子
日本は、いまも四
家庭賠償を問われスジ
合はない。にもか
わらず是非でも国家
賠償を要求するのは、
国家を辱とするイデオロギ
とについている。日本を悪の権化と
するが、それとも戦争が国家や民
民を狂わせたとみるか、従軍慰安
婦問題はこのキメ手になっ
るのを見逃してはなるまい。この
ことを念頭において中学生の教科
書を眺んでみた結果、まず教科書
とあるものが事実関係の確證を
外したり盛りいっぺんな記述に終
始しているのに私は落胆した。

日本を守る国民会議 議長 菅 義偉

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL: 03-3420-5611 FAX: 03-3420-5612

子供たちは、こんな歴史を教えられている！

エスカレートする残酷な展示物、
目をおおうばかりのむごたらしさ。
子供にとっては有害無益だ!!

全国の
戦争資料館

反日・自虐・陰謀史観の教科書が
全ての中学生に押しつけられる！

中学校
歴史教科書

歴史教科書は、なぜこんなに悪くなったのか。

一戦歴史館に展示した教科書の様子—

昭和57年 教科書改訂事件

「侵略」が「進出」に決定で書き換えさせられたというマスコミ報道が盛況であった。

しかし、中国、韓国からの抗議を受け、時の宮沢内閣は「政府は是正において是正する」と断言を発表する。これ以降、「侵略」の記述はブーメランになった。また、近隣諸国条項がつけられ、中国、韓国関係については、決定がつけられなくなる。

昭和61年 「新編日本史」 外注決定

日本のマスコミの報道が発端となり、中国、韓国より抗議を受け、決定に合格していた高校用教科書「新編日本史」が、4度の外注決定（超法規的措置）を受けた。宮沢誠治・近藤啓國条項がその根拠となった。

平成5年〜6年 検定制度が事実上崩壊する

新検定制度により、「侵略」「残虐行為」の記述にも検定意見がつけられなくなる。

（政府の謝罪外交）

平成3年、経世文庫の東洋文庫での教科書発行

平成4年、宮沢内閣の閣議で従軍慰安婦教科書発行

平成5年、河野首相官邸で、従軍慰安婦の強制連行

川口首相の「侵略戦争、従軍慰安婦、日本は謝罪、日本は謝罪」発言

水野首相、日本は謝罪発言、江田純子議員が議院で発言。

平成7年、村山首相の「謝罪の手紙」

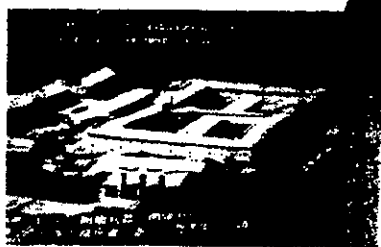
平成8年、高校教科書に「従軍慰安婦」登場

「加害」の記述が増加する。

平成9年、中学校歴史教科書に「従軍慰安婦」登場、問題となる。



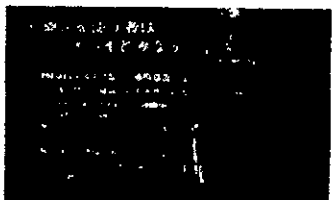
【朝鮮人の虐殺事件】朝鮮独立運動家金日成の殺害として使用されている写真。出典不明。専門家は、これを朝鮮の対内写真とする。（ピースおおぜ・大阪府）



【慰安所721部隊】従軍慰安所を歩くビデオでは、721部隊の隊員が「王道楽土」「五福楽地」を指定する材料としてローズアップされている。（長崎県歴史資料館・長崎市）



【三光作戦】三光作戦の殺害写真として過激な描写を持つ写真。出典や撮影者、事実関係など不明の写真が何枚も掲載されている。（フェニックス・ミュージアム・京市）



【神風隊を使う者はスパイとみなす…】反戦協力して米軍の米軍に協力したことは隠れず、友軍と注釈の無いが、神風隊の中心に位置づけられている。（沖縄県立平和祈念資料館・沖縄県）

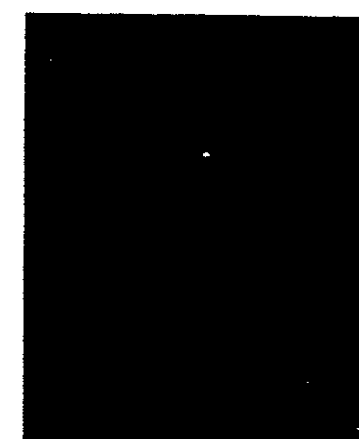


▲日本軍の残虐行為を伝える中国の言論



▲日本軍の残虐行為を伝える中国の言論

「従軍慰安婦」に関する各社の記述



●どうして、これが問題か。
①当時「従軍慰安婦」という言葉はありません。これは通称用語であって、教科書にはふみおしけません。
②ほとんどの教科書が、強制連行のイメージで記述されています。しかし、強制連行の事実、何ひとつ判明していません。
③中学生に、「慰安婦」を教えることは、有害なだけです。全く教育的配慮がありません。



国史と「従軍慰安婦」たちのデモ（1994年）

清水宮本（公刊）P100（東京靖国と従軍慰安婦）戦後靖国と靖国して従軍慰安婦のデモ写真・夢野史実を掲載したものは、5つの教科書がある。

歴史の教訓とする事業(案)

1, 事業趣旨

従軍慰安婦として人間性を著しく傷つけられた女性たちの名誉と尊厳の回復のためには、従軍慰安婦問題に関する史資料の収集及び整理を行い、これを通じて事実を明らかにし、21世紀に向けての歴史の教訓とすることが大切である。アジア女性基金においても、資料収集活動、元「従軍慰安婦」の方々の聞き取り調査に積極的に取り組み、それとともに女性の視点に配慮しつつ、日本と近隣アジアの人々の歴史意識に対し働きかけていくことが必要不可欠なことである。

2, 事業内容

(1) 事業内容としては、

従軍慰安婦問題を巡る歴史的史資料の収集、
上記を通じて明らかになった歴史的史資料の公開と刊行
であり、この事業を同時平行的に進めることとする。

(2) ①対象は、公文書、私文書その他の史料とし、

内外の行政機関、図書館、史料館等での資料の閲覧を行う。

②元「従軍慰安婦」および関係者から、プライバシーの保護に配慮しつつ、聞き取り調査を行う。

(3) 期間は、とりあえず5年間とし、計画的に業務遂行する。各年度終了後に直ちに報告会を開催する。

3, 事業主体

(1) この事業を実施するため、基金に「『従軍慰安婦』関係資料委員会(仮称)」
を設ける。(候補者リスト別紙)

(2) その下に各年度テーマ毎にプロジェクトチームを設けることができる。

「従軍慰安婦」関係資料委員会、内外の協力者
候補リスト(案)

092496事務局

【内部】

- ・櫻庭 孝典
- ・衛藤 藩吉
- ・後藤 乾一
- ・高崎 宗司
- ・高橋 祥起
- ・橋本 ヒロ子
- ・和田 春樹

【外部】

姓名	フリガナ	肩書・勤務先
浅野 豊美	アサノ トミ	東京大学／博士課程 (台湾・中国)
池端 雪浦	イケハタ セツホ	東京外国語大学／アジア アフリカ言語文化研究所 (フィリピン)
石井 明	イシイ アキラ	東京大学 (中国)
我部 政男	ガベ マサオ	山梨学院大学
川島 みどり	カシマ ミドリ	静岡県立大学 (フィリピン)
木畑 洋一	キハタ ヨウイチ	東京大学
倉沢 愛子	クラサワ アイコ	名古屋大学／インドネシア、マレーシア研究
蔡 史君	サイ シン	津田塾大学
中野 聡	ナカノ サトシ	神戸大学 (フィリピン)
永野 善子	ナガノ ヨシコ	神奈川大学 (フィリピン)
秦 郁彦	ハタ イケヒコ	千葉大学
波多野澄雄	ハタノ スミオ	筑波大学
林 博史	ハヤシ ヒロシ	関東学院大学
原 不二夫	ハラ フジオ	アジア 経済研究所／マレーシア 担当
山下 泰子	ヤマタ ヤスコ	文京女子大学
吉見 義明	ヨシミ ヨシアキ	中央大学
吉村 道男	ヨシムラ ミチオ	静岡県立大学／元外交史料館史料編集室長
		ジャーナリスト
		心理学者

日本遺族会 中井澄子会長からの返答についての報告

日本遺族会中井澄子会長から、アジア女性基金の懇談要請に対して次のとおり回答があった。

1 10月2日午前9時40分、中井会長自身から電話があり、回答してこられた。懇談の趣旨は「戦争の犠牲者の取り残された問題をやっている。率直に気持ちを話し合えないかということ」と当方から伝え、その他の問題についてもやりとりした(15分間ほど)。

2 結論 「申し入れしてくること自体、理解できない。日本遺族会を知っているのですか。懇談の意図がわからないし、会って話すこともない。選挙であちこち動くし、会うことはできない」

3 やりとりの内容

○「従軍慰安婦」問題について なぜいまごろこれを問題にするのかわからない。詳しいことは私にはわからないが。

私たちは、死んでしまった250万人のほんとの遺族なんですよ。死んだことはとりかえしがつかない。遺族会は、その妻であり、子どもの組織です。そのことをわかっていないんですか。わかっているなら「慰安婦」問題をやっている基金がどうして懇談を申し入れてくるのですか。

○アジア女性基金について 私たちは反対はしませんし、妨害はしません。おやりになろうという方で行っているのでしょう。理解をしてくれというような話し合いは受けられませんよ。原文兵衛さん、大鷹さんなど参議院議員だったでしょう。よく知っていますよ。

○教科書の「慰安婦」問題採択について 馬鹿らしくてもう、いうこともない。こんなことを子どもたちにどうして教えることがあるんですか。明るい日本・議員連盟の趣旨がよくわかります。遺族会として削除のため動くことを組織として決めています。

○会長としての考え (当方から——橋本龍太郎議員から会長を引き継ぎ、政治家会長から代わったことでもあるし、懇談の機会を)

政治家の会長から代わって、私はほんとの遺族です。戦争の指導者でもなく、引っ張ったのでもない、純粋に国の存亡をかけて行った夫やなにかです。犠牲者ですよ。私の夫は軍医でしたが、私だって遺族になろうとは思いませんでしたよ。そういう遺族の組織であることをわかっていて、「慰安婦」の問題をやっている基金が懇談したいというのがわかりません。

○「慰安婦」の事実と見方について 偏向した見方でとりあげるのはいかがでしょうかと思います。子どもたちに教えることはないです。私は詳しいことはわからない。いまさら50年もたって問題にすることあるのか…。(当方——国内でもやり残した問題には対処してきている。政府調査結果を読まれたか) 政府調査は見えていない。

○狩野安議員 (当方——狩野議員＝参＝からも懇談の口添えをしてもらったが…。狩野議員は茨城県遺族会の会長で、政府与党の戦後50年問題プロジェクトの自民党委員だった。その報告から基金はできた。) それぞれの立場はあります。私は日本遺族会会長として見方が違う基金の方との懇談はしてもしようがないと思います。

4 対応 資料はいらない、とのことだったが、事務局は奈良県遺族会気付で、小冊子などを送る。

戦争と性の本質を論ず

従軍慰安婦問題を 50年後に断罪するな

保阪正康

昭和史研究家

慰安所が存在しなかった師団も現にある。平時の規範で戦時を断罪するのは余りに傲慢だ



平時から見れば、戦時下の戦場で演じられる日常光景はすべて悪業に類するおぞましさを抱えている。なぜなら戦争はそれぞれが戦争目的を掲げ、国家総力戦（とくに第一次大戦以後）をもって相手国の戦力を壊滅し、その戦意をそぐことを目的とするからである。

相手国の戦力を壊滅したり、その国民の戦意をそぐためにもっとも有効な手段は、大量殺戮である。他者の死が日常光景のありふれた姿になり、生存の不安に脅える日々があたりまえになったとき、国家の戦争目的などたちまちのうちに瓦解してしまうのは、太平洋戦争末期の日本の実

態を見れば容易に理解できる。

平時となって改めてふり返れば、四十四カ月間の太平洋戦争下でえがかれた日常光景のひとつひとつはおぞましいことだらけだ。戦時指導者たちの歴史観や理念を欠く戦時指導は、どれほど批判されても批判のしすぎということはない。しかしだからといって、平時の尺度でのみあの時代を糾弾するのは、次代の者に与えられた特権とはいえないだろう。自らの問題意識や姿勢として、たとえば「女性への性差別や人権意識の欠如を問う」というテーマに基づいて、あの時代の局所的な一点を抽出してそれを糾弾するというのでは真に教訓を学ぶ

ということにならないのは当然であろう。

従軍慰安婦問題を激しく糾弾する論者に、私は、しばしばそのような一点抽出の視点を感ずる。現在（平時）のテーマをもって、あの時代にのりこむという危さを感じるのである。もし女性への性差別や人権意識の欠如を問うというなら、ことは従軍慰安婦問題に限らない。それこそ幾つもの問われなければならない問題がある。

敗戦直後に日本占領下のりこんでくるアメリカを始めとする連合国に対して、日本政府内部では慰安施設をつくるために予算をさいたが、その折りに「一億円程度で子女たちの貞操が守られるなら安いものだ」と

といった関係の発言、戦時下で作戦指導にあたった高級指揮官が、内地から慰安婦に類する特定の女性を連れていき困っていた事実、日本の軍事指導者が昭和十年代にドイツに傾斜したときのドイツ高官から買われた女性による接待作戦、幾つも存在するのだ。これはなにも日本だけでなく、中国、日本軍将校を籠絡するために女性はその肉体をもって情報収集をしていたというし、アメリカ軍にしてもサイパンなど日本の将兵や民間人が玉碎した地では、女性への性差別や人権侵害の例は数多くあったのだ。

こうした幾つもの事実を目をつぶり、従軍慰安婦問題だけを「女性への性差別」や「軍隊による組織的な性暴力」というテーマで論じるのは納得できないことだ。従軍慰安婦問題を論じる論者は、なにも大仰な

テーマを振り回すのではなく、「かつてあの戦争で日本軍将兵に暴力的に性の慰安を強制された朝鮮、中国を始め東南アジアの女性たちがいる。その女性たちはその後は苦しみを抱えて生きてきた。（私たちは）」

その事実を知って、これは許せないと思う。このような悪業を成した日本軍の責任を問い、日本政府の謝罪を要求する」という一点で、論陣を張るべきであろう。私はその論理にはあるていどの説得力もあるし、それには背く点もあるように思う。

しかし、そのような視点で断罪するときでも、現在（平時）の規範での糾弾は、被害者の女性たちの証言とその事実の検証を両輪としたうえでなければ、それは政治的であり、自分たちだけが「正義の士」であるとする、単なる傍観者の言でしかないと思うべきだ。

「おわびの手紙」の非礼

以上のような考えをもとに、私は本稿を書き進めるが、この八月十四日から「慰安性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」が、いわゆる従軍慰安婦の人び

とに償い金（一時金）を渡すことになり、それには橋本首相の「総理のおわびの手紙」が添えられることになったという。その五百字たらずの手紙は、「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に」と言い、「数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます」と述べている。

そのうえで、「わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝える」と約束している。

例によって、従軍慰安婦問題を糾弾する論者（前述のように一点抽出派というべきだが）は、「正式の謝罪にはなっていない」といった批判を浴びせている。被害者の気持ちをどれほど理解しているのか、という類の批判も紹介されている。だが私はこの論とはまったく対極の立場から「正式の謝罪になっていない」と考える。前段の「心からおわびと反省」は、当時の事実関係を詳細に調べたうえで意味ではない。まず政府がなすべきことは、「当時の事実関係を詳細に調べ、そのうえで非があれば謝罪す

一九三九年生まれ。同志社大文学部卒。昭和史に材を採ったノンフィクション作品を数多く執筆。主著に「東條英機と天皇の時代」「秩父宮と昭和天皇」「死なう困事件」など。

べきは謝罪し、誤認や誤解があれば、それは「何のぞく」という約束だ。この一項を加えなければ「正式の謝罪にはなっていない」のである。

事実関係を具体的に調べ、その報告書をまとめる努力を明らかにし、そうしたうえで謝罪すべきは謝罪すると伝えなければ不誠実というものだ。

謝罪はいい、あれこれ批判の声もあるのだから謝ってすむことなら……というのがある、この手紙からは窺える。この不誠実さが、これまでどれだけ誤認と誤解をはびこらせる因であったかという教訓は生かされていない。単に謝罪はいいというのは、実は相手をどれだけ愚弄していることか。かつての日本軍が何を成したのか、その責任はどうなっているかの説明もなしに謝罪というのはむしろ非礼である。たまたま目にした、あるいは声の大きい者には謝罪するが、そうでなければ知らぬ顔をするという姿勢が感じられる。

平時で戦時を見る歪み

後段の「おわびと反省の気持ち」を踏まえ、過去の歴史を直視して、それを次代兵士たちは、大本営の命令によって東アジアのある地域に投入される。たとえばこのとき、兵士たちは防衛と称して行く先も知らされていない。とにかくニューギニアとかフィリピンとか、あるいは兵士たちにとっては名も知らなかった南方の孤島であったりする。そこで陣地や飛行場を構築する。守備態勢に入る。そこにあるのは、平時とかわらない日々の生活である。

「もしも戦時下であるから、その生活の目的は、『皇軍兵士として上官に命じられた地を防衛する』とか『アメリカ軍の攻撃があればその地を死守する』といった点にある。だが日常生活は、食べ飲み、仲間と談笑し、訓練し、そして眠る。読書好きの者はわずかの自由時間をさいて書を読む。ときに長期戦に備えての自活作戦ともなれば、畑を耕し、野菜なども栽培するのだ。

戦略的に重要な地域なら、アメリカ軍の攻撃機が飛来することもあり、そういうときには緊張状態になる。生の日々が死を意識せざるを得なくなるからだ。兵士たちは、そういう緊張状態になって初めて「これは戦場だと実感させられる。

さらに、その地が現実にはアメリカ軍の攻

に伝えるという意味は、次代の者に対して是非礼である。自国の歴史を理解するうえで、次代の者がその間の時代を自覚するか否かは、なべて彼らの自由裁量による。客観的事実を伝えたいと、どのような判断をするかはそれぞれに任せよう。ある時代の価値観を次の時代に強要するのは、その時代に生きた者の傲慢さではない。

一例を引くが、私（五十代）の時代は「戦争は悪」という前提のもとで歴史教育が行なわれた。本来、その前提はわれわれが歴史的事実を検証したうえで、確認すべき教訓である。それが教訓のみ提示され、それに合わせて歴史的事実を確認していったために検証能力が著しくそがれることになった。そこで起こった現象は、口あたりのいい要領のいい人物が正義の士と受け止められ、人間を見つめる目が著しく片よることになった。教科書裁判の家永三郎氏などはその典型例というべきだ。

橋本首相のおわびの手紙は、「とにかく謝りなさい」という強要である。この非礼さは、たぶん次代からは相応の批判を受けるだろうし、また受けて当然なのである。

略目標に達せられると、アメリカ軍の航空兵力、輸送船団、それに上陸してくる兵士との戦闘態勢に入る。そして大本営（あるいは派遣軍司令部）からの命令にもとづいて、戦闘が始まる。そのときから、戦争という非日常空間の中にもうひとつ別な非日常が新たに始まるのである。

その戦闘が短期的に結着がつくと、日本軍兵士は戦死するか、捕虜になるか、それとも玉砕するか、自決するかなどの運命を甘受することになる。非日常空間の中に突然おそって来た非日常が戦時下でいつまでも続いたわけではないということは理解しておくべきだ。

日常の営みとしての性

もとより日々が戦闘という部隊もある。長期戦になって、日本軍とアメリカ軍が対峙するという状況、あるいは日本軍が降伏を受けいれずにギリギリ戦に転じるという状況、さらに満洲国境に配備された兵士、中国各地や東南アジアの要域で抗日の人たちの抵抗運動にさらされている部隊の兵士などは、日々が戦闘になる可能性があり、それだけに死への恐怖と緊張感は大い。

いわゆる従軍慰安婦問題について、それを糾弾してやまない論者の論点は、幾つかの事実や実相を見落として思っているように思う。その基本的な態度は、前述のように「平時で戦時を見る」という視点の位置である。被害者（いわゆる従軍慰安婦）が「過酷な人権侵害状況に置かれた」とか「軍事的性奴隷制がアジアの女性に加えた犯罪性」などというその視点の歪みである。人権侵害とか犯罪性というなら、あの時代の戦時下の様相はすべてそれに該当する。

私は、日中戦争や太平洋戦争を例にとりながら、昭和陸軍の実態を検証し続けているが、そこで理解しなければならぬのは次の点だと実感する。

戦時下という非日常の状態にあっても、兵士は日常の営みをもっているということだ。このあたりまえの事実を、次代の者は忘却している。たとえば、昭和十六年十二月八日から二十年八月十五日まで、日本本土では朝から夜までアメリカ軍の攻撃にさらされていたかのように考えたり、兵士たちはそれこそ終日アメリカ軍兵士との間で銃火を交していたかのような理解はまったくの錯覚だ。

兵士たちが平時と同じに日々の生活を送っているとき（非日常の日常）、そこには性も当然つきまとう。日常の営みとしての性が必要になる。その性がどのように解決されたか、性の場がどのように確保されたか、それがいわゆる従軍慰安婦問題を考えるときの基本にある視点というべきだ。それは当然、公娼制度が存在した当時の日本の性意識の延長で考えるべきものである。

アメリカ軍のように、一定期間兵士を戦場に送りこみ、また一定期間、その部隊の兵士を後方に下げ、休息を与え、性の処理をすませ、また戦場に出すというローテーションが円滑に行なわれていたら、日本軍の下士官や兵士も性の処理に困ることは少なかっただろう。兵士を人間として認め、その性欲をおさめるための配慮をする軍隊に対して、日本軍はどのような配慮には著しく欠けていた。それは確かに日本軍の欠陥ともいえる。しかし、一方でアメリカ軍内部においても、女性要員が自由恋愛の名のもとに慰安的役目を果たしていたともいわれている。そのことの実態もまた問われるべきではないだろうか。

日本軍の兵士たちは終じて性に関してどのような態度をとったのだろうか。

自らの駐留地が戦場と化する前の段階で、彼らは平時と同じ性行動をとる。性体験がない初年兵は自らの平時のときと同じだし、補充兵はすでに結婚していたりして、性体験ももっているから、その地の然るべき場所に入りたり、あるいはその地の女性と恋愛関係になって肉関係をもったりする。こうした恋愛や性行動は、当然といえば当然であって、彼ら兵士たちは性の悩みをもたない、あるいはもつべきではないと捉えるのは、あまりにも異様な人間観察で、従軍慰安婦問題を声高に論ずるもののなかには、このような性行動そのものを否定するような愚見さえも見出すことができる。

慰安所より菓子

慰安所は、軍司令部、連隊司令部などがそれぞれ独自の判断で開設したもので、それはすべての駐留地や前線（非日常の非常）に存在したわけではない。昭和十八年三月に、第五師団（司令官山本新中将）がオランダ領小笠原のトールに司令部を移したとき、参謀長の馬淵逸雄は、各連隊をつうじて兵士たちに、「慰安所がはし理の嚆矢となつた」

以下、麻生の記しているところによると、当時の軍の輸送には兵隊、軍馬の項はあっても婦女の項はなかったため、物資輸送の項に含めたという。私の取材体験でも、兵隊参謀の多くはそれを認めている。

麻生によると、このとき中国に送られていた婦女百余名は、朝鮮人女性と日本人女性で、朝鮮や北九州で募集された女性だったという。日本人女性はその筋の職業に従事した者が多かったのに反し、朝鮮人女性には「肉体的には無垢を思わせる者がたくさんいた」といい、こうした女性の一部は将校クラブに回されたそうである。

こうして始まった軍管理の慰安所には、十項目から成る規定があり、そこには「下士官兵軍属金銭円」とか「サツクラ使用セザル者ハ接婦ヲ禁ズ」などという項目が含まれている。この最初の慰安所開設からは、大まかにいって次のようなことがわかる。

(一)慰安所は下士官、兵士、軍属が対象だった。(将校には将校クラブ付の女性がいたという)

(二)軍管理の慰安所には各種の規定があり、そこでは性的な対象であった。(飲酒な

いか、それとも甘味菓子類の補給を希望するかのアンケートを採った。兵士たちは圧倒的に甘味菓子類を希望したのである。前線に送られる兵士たちは、「性」よりも「甘味」を望むのが一般的姿だった。

この種の記録は表面向き保存しないために、結局は証言に頼る以外にないのだが、第五師団に所属した兵士の集まりである戦友会の証言を確かめていくと、慰安所はほとんどどの地で見ることになったという。誰でもがそうであるように、人は時代を選んで生きられるわけではない。この時代にたまたまめぐりあわせて事情も知らずに戦いを強要された兵士たちのなかには、慰安所の意味さえも知らずに逝った者が多いことを理解すべきである。買春は当時の日本の公娼制度の枠内で許容されていたわけだが、それを拒んだ兵士たちの存在について次代のわれわれは明確にその意思を汲みとるべきであろう。それは日本軍が集団で従軍慰安婦を慰みにしていたとの一部論者の評をくぐがえすことなのである。

現実には、南方各地に日本軍が進出していったとき、現地のその種の女性が必ずその駐屯地前にあらわれる。彼女たちはそれまではオランダ兵やイギリス兵を相手にしてとは禁止されていた。

(三)性病の管理こそ設立の趣旨であった。中国戦線では補充兵による強姦事件が多発したが、慰安所はその防止を目的としていた。

このほかにも、慰安婦を軍の管理下に置くことで防諜の意味ももっていたことが指摘できる。しかし、もともと軍が恐れたのは(四)の性病の蔓延であった。

性病との戦い

支那派遣軍参謀の起草した慰安婦管理案(注・性病防止)が陸軍の教育總監部の軍事教育の典範に載るのは、この最初の開設以後で、慰安所については「人馬の衛生」四防疫の(四)の項に加えられたという。そこには、「性病二関シテハ積極的予防法ヲ講ズルハ勿論、慰安所ノ衛生施設ヲ完備スルト共ニ軍所定以外ノ売笑婦士民トノ接触ハ厳ニ之ヲ根絶スルヲ要ス」とあった。

性病は軍隊にとって宿病ともいえるべき面があり、日本軍もまたその例にもれなかった。一般的に戦場によって部隊の兵士の死亡、戦病が三〇パーセントになると実質的には戦闘兵力集団としての意味を失う。だ

いたわけだが、そのような女性の誘いにのってはいけないと説き、「(い)ずれ結婚する」日本女性のために身をきれいにしておけ」と訓示する将校も確かに存在したのである。

慰安所が初めて誕生したのは、昭和十三年春とされている。中国戦線でのことで、このときに上海派遣軍の兵站部が慰安所管理することになった。そのかぎりにおいては、軍が慰安所に関与したのはまちがいない。この最初の慰安所開設については、軍医の麻生徹男が書き残している。彼の記録には次のようにある。(伊藤桂一著「兵隊たちの陸軍史」に収録されている記録からの引用)

「昭和十三年の初め頃、当時上海派遣軍の兵站病院の外科病院に勤務していた私へ、軍特務部より呼出しが来た。なんでも婦人科医が必要であるとのこと。(略)命令に曰く『麻生軍医は近く開設せらるる陸軍娯楽所の為、目下其美路沙淫小学校に待機中の婦女百余名の身体検査を行ふべし』と。直ちに私ら一行、軍医、兵隊、それに国民病院の看護婦二名を加えた十一名にて出かけた。これが日支事変以後大東亜戦を通じて、兵站司令部の世として慰安所管理が性病が蔓延することは戦前以前に部隊が戦闘集団でなくなるということだ。陸軍省では明治から大正にかけての海外に派遣した部隊と留守部隊の性病比率や府県別の性病の分布図をつくっては、戦闘集団の能力を確認していた。大正七年から十一年のシベリア出兵では、出征兵士七万人のうち実に一万余人が私娼などから性病に罹るという状態になり、戦闘集団の能力が著しく減殺されることになった。中国での長期戦ではこのときの状態が思い出されて、慰安所の開設につながったともいえる。

昭和初年代から十年代にかけて、陸軍には年平均五千二百人の性病患者がいたともいわれている。

私の手元には、第一師団第三連隊の連隊長に赴任した水田鉄山が、昭和三年七月に改正した「内務二関スル仮規定」という原本があるが、それには「花柳病患者」の氏名をつねに軍医が報告するよう命じ、むろん風呂も別、小桶は患者用のを用いるべきといい、「各電話機二備付アル消毒液ヲ以テ通話ノ都度送話機ヲ消毒スルモノトス」という具合に、こまかくその日常生活を監視していることがわかる。将校は休日の外出にあたっては、公娼との接触に気をつけ

るよう執務に兵士に訓示をくり返したともいう。

上海派遣軍が関与した慰安所第一号のことは、民間の業者にしだいにその運営がゆだねられていった節がある。先の軍医衛生徴男によるならば、この上海派遣軍の慰安所に呼応するかたちで、民間にも慰安所が生まれるようになったという。麻生の記述を引用すると、以下のようなことになる。

「民間側にも、江湾鎮の一角に数軒の慰安所が開設されるようになった。この方は普通の民家を利用した建物構造で衛生管理、消毒施設など甚しく不徹底で、絶えず管理医官たる私のお小言を頂戴していた。然しサービスは前者にくらべると良いらしく、その看板の裏に、殺しの文句にも、聖戦大勝の勇士大歓迎、
オモ心も捧ぐ大和撫子のサーヴィス、
てな具合にて前者の官僚統制型にくらべて、いかにも自由企業的雰囲気であつた」

慰安婦との逃避行

こうした民間業者は部隊が動くにつれて、慰安婦を連れ歩いているが、そのときの交通手段はむしろ軍の輸送船団に乗せらる。慰安婦の女性もまた「ある事情（主に貧困だが）」でこうした状況に追い込まれたのだ。そこにかよいあうのは、自らの運命に対する怨嗟であろうが、この怨嗟を共有しているときにそこには相互を慰めあう関係が存在したのである。

兵士のなかには、慰安所にかよいつめるのは性のためではなく、その空間（女性といるというその空間）で、軍隊のがんにがらめの生活から逃避し精神的充足感を求める者も少なからず存在した。私は、ある学徒兵から、その空間で煙草を吸い、日常会話を交し、ときに哲学書を読んですごしたという内容の話を聞いたことがある。そのような兵士は決して少なくなかった。

慰安婦の人びとが名のりをあげようとはしないのは、むしろ世間体や戦後の生活を守るためもあるが、こうした「生本能」を確認する儀式的重さゆえに名のりをあげない者もいることは理解しておくべきであろう。現に、私は南方のある国に取材に赴いたときに、慰安婦の体験をもつ人物からそのような話を聞いてもいる。
これ以上は私の主観が強くなるので詳述しないが、従軍慰安婦問題は、買春の側が

れて移動している。ときに部隊が前線に赴くときに、そこに連れられてというケースも確かにある。民間業者のなかには最前線にまで慰安婦を連れていった例もあるが、最後には日本人慰安婦が朝鮮人慰安婦に白旗をもたせて捕虜にさせ、自分たちは玉碎した例もある。こうした最前線では「性の売買」を行なう余裕もなかった。

おそらく慰安所は、民間業者と派遣軍、方面軍の間の、あうんの呼吸で開設されたのであろう。占領部隊が戦域を占領確保するとそこにすばやく慰安所をつくったり、南方にあつては、後方の兵站部門の地に開設されたりしている。つまり司令部や連隊本部、大隊本部など直接に前線にならない地域に日々の営みの受け皿として慰安所は開設されたといえる。（だがそこもやがて戦場となり、日本軍は撤退したり玉碎することになるが、そのときは慰安婦にも苛酷な運命が課せられた）

一方で慰安婦と下士官、兵士、軍属などいわゆる買春する側の間に、独自の感情がかよいつたのも事実であつた。

作家の伊藤桂一の前掲書の中に、「戦場で、青春の幾分かを過した人々には、多少なりとも、彼女ら慰安婦との交歩の記に性的擦け口としていたわけではないという視点を加えることで、戦争のもつもうひとつの苛酷な側面が見えてくると指摘しておかなければならない。

以上のような事実をふまえれば、従軍慰安婦問題に国（というより、それぞれの派遣軍、方面軍の兵站司令部という国家の末端機構）が関与したのは事実としても、その実態は当時の公娼制度の延長をこえてはいないだろう。その種の業者が女性を集め、管理し、下士官、兵士、軍属などに性を提供していた。軍医たちの証言によれば、そうした女性たちが性病にかかっているかを定期的に検診することが管理の実態だったともいう。

性管理システムはあったのか

ここで問題になるのは、慰安婦を集めるために、どのような手段が用いられ、どのような拘束がされていたか、である。この募集にあたっては、民間業者が朝鮮、台湾、それに東南アジアの国々で、それぞれ別のブローカーを使い、時には甘言や暴力、それに虚偽の内容（たとえば、「いい働き口があるから働かないか」といったこと）

憶があるだろう。ときにはそれが彼の生涯における、重要な意味を持つことになったりする。女房にも明かさず、彼ひとりきりの秘密としてである。死生の間において、肉と情を頒け合う交渉が、いかに切実甘美なものであるかは、それを体験した者でなければわからないかもしれない。単に荒涼殺伐な性だけが、戦場の風俗ではないのである」という表現がある。

むしろこの感情をもって、慰安婦という制度を台目化するわけではない。だが、こうした事実は、戦場では数多く指摘できるのだ。

現役兵と慰安婦の恋愛、そして心中。あるいは絶望的な逃避行とある。これはある部隊の参謀の証言だが、日本が敗戦になるや兵士と慰安婦がともに南方のある国に逃げだし、そこで戦後の生活を送っているケースも少なからず確認されているという。

私が指摘したいのは、戦場という非日常の非日常空間に追い込まれたとき、兵士と慰安婦の間にかよいつたのは性を媒介にして、「生本能」そのものを確認しあうという事実である。下士官、兵士、軍属が生きた時代を越えずして戦場に送られたようを用いて、女性を集めたことは当時の状況を考えると思像に難くない。

しかし、派遣軍や方面軍が具体的にどのような役割を果たしたかは明確にはわかっていない。むしろ私は、それぞれの司令部にいる軍属などがときに民間業者と結託して慰安婦の斡旋にあつたことはあつただろうと思う。

私の取材では、南方のある国では通訳として軍属扱いにあつた者が、自国の女性を日本軍将校に慰安婦として提供した例もあるし、オランダ人などを収容した収容所でオランダ人女性を半ば強姦まがいの行動で特定の将校専属の慰安婦としたケースもあつた。そうした収容所の所長は戦後の現地の裁判で処刑されている。

問題は、こうした個別のケースを幾つも拾いだせるにせよ、それが「軍隊による組織的な性暴力システムが構築された」という批判の側の論者の言があたりはまるか否かということだ。現在のところ、派遣軍や方面軍が組織ぐるみで慰安婦を強制的に運出したという客観的な裏づけがとれる状態にはない。大本営やそれに類する機関からの具体的な指示は確認されていない。
なぜ私がこのことにこだわるかといえ

ば、それは日本軍の組織体系を擁護するという意味ではなく、日本軍にはそのような性管理システムをつくりあげるだけの余裕はなかったという事実を指摘したいからだ。

もっと具体的にいうならば、性管理システムを円滑につくりあげる余裕をもっていたならば、日本はアメリカなどのように兵士を生理をもつ人間と見なし、その受け皿をつくるために効果的な動員態勢をとったと思うからだ。兵士たちに休暇を与え、兵站地域に休息で戻し、そして性すらもそうした場で発散するようなシステムをつくりあげたにちがいない。

私は、従軍慰安婦問題に関して明確な調査もなしに、そして幾つかの特定の派遣軍、方面軍だけのケースをもって全体に敷衍する見方に異議を唱えたいと思っているのである。

この見方は、つまりは日本軍の性管理の真の問題をきわめて矮小化するにすぎない。それは、特定の高級指揮官や幹部将校が成した性の放縦さと兵士の性にひそんでいた「生本能」とを峻別することを避けるだけでなく、問われるべき本質的な問題を

歪曲することになりかねない。

次の世代への責任

私は、いわゆる従軍慰安婦といわれる女性、日本、朝鮮、中国、それに南方の国や地域にどれほど存在していたか、そのことを定かには知らない。実際に、その数字を確かめようにもその資料はない。だが、従軍慰安婦問題を祖上にあげる論者はそのことを逆手にとって恣意的、意図的に自らに都合のいい論理をつくりあげているように思える。

加害者であれ被害者であれ、歴史的証言にはどのような証言内容も検証されうる宿命をもつ。それはなにも証言を否定するという意味ではなく、可能な限りその証言を客観化していくという歴史の検証能力の蓄積のためである。一体に民間業者が「国」の名を騙って成した独断的悪業が国の責任にすりかえられているというのも事実だ。現に、ブローカーの役を果たしたという日本人吉田某の証言など、客観的にはまったく裏づけられていない。

歴史の検証能力を磨くことの労を怠り、

自らの平時の尺度を前面に押しだし、それに見合う事実を集め、声高に批判をくり返すとき、それは歴史そのものを愚弄しているだけでなく、その姿勢そのものが次代に検証されうる宿命をもつのである。

その宿命は確かに今すぐにはという具合に結論がでるわけではない。だが客観性を欠いていれば、それはある時代の単なる一人よがりの正義の言だったということにすぎないではないか。従軍慰安婦問題に限らず、太平洋戦争で問われる問題は、現実にはまだ幾つもある。

そうした問題は、これからもさまざまなかたちで火を噴くことが予想される。あの戦争の同時代の人たちがそのような問題を放置したツケが次代に過重な負担と責任を強いている。そして、そのツケが政治的に巧みに利用され、過重な負担と責任をさらに倍加させている。現在必要なのはこうした積み残しの問題をもういちど調査し、事実を確認することである。その上でもし非があるのなら、国としての謝罪と補償はそのあとに機敏に行なわれるべきであろう。これ以上、次代に負担を負わせる権利が今の時代の者にあるというのだろうか。

私と同じ年の五十二で、まもなく、ひいじいさんになる友人がいる。友人もそうだが、子も孫も至って早婚で、これは遺伝らしい。

「この伝でいくと、六十の後半で、ヤシヤゴが出来る勘定だぜ。ヤシヤゴどころか、八十のなかばで、ええと、ヤシヤゴの次は、なんていうんだ？」

「ううと聞かれた私も答えられない。

そこで「広辞苑」を開いたのだが、こういうことを調べる場合、何から手をつければよいのか。

まず、ヤシヤゴで引いてみた。「玄孫ヤシワゴの転」とある。そこで、ヤシワゴを見る。

曾孫の子。やしゃこ。げんそん、とある。曾孫の子は先刻承知、知りたいのは玄孫の子を何と呼ぶのか、だ。

仕方ない。孫の項を引く。ウマゴの約、とあり、源氏物語での使用例が出てくる。その下に、七等三、とある。七等の三項めを見よ、という指示である。

それに従う。なるほど出ていた。孫以下七代の卑属の総称を、七等というら

しい。

その名称。ルビの有無は広辞苑による。孫。曾孫。玄孫。来孫。昆孫。仍孫。孫孫。

七代目は、ウンソンと読むのだろうか。雲の如き孫とは、また不思議な名称ではある。

しかし、玄孫はともかく、それ以下の名称を使う場合があるだろうか。「私は何々の雲孫に当る」と言われても、ちょっと見当がつくまい。

「あなたが九十近くに生まれる孫は、来孫というらしいよ」と友人に知らせると、「ライソン？ ナントカマゴという言い方はないのかい？ 日本流でさ」

「辞書には出ていないね。キシヤゴかしらね」とこれは冗談。

ところで卑属は七等だが、では直系尊属は何というのだろうか？ おそらく孫同

様、来や、昆、仍、雲の文字が祖父の頭に付くのだと思うが、七親とでも称するのだろうか。しかし七親なる項は「広辞苑」にはない。

孫や祖父の名称に限らず、はてな、と迷う名称はたくさんある。

戦前の小中学校の成績表は、甲乙丙丁で表示されていた。甲が、最優秀である。

井伏鱒二の短編で、丁の次は何か？という疑問に、ある人が、落第、と答えた話が出てくる。

実は、これは十丁で、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸、と続く。しかし学校の成績表でいうなら、確かに落第となろう。

数の単位で、億の次が兆。バブルはなやかなりどころ、億万長者でなく、兆万長者だと言う人がいた。昭和三十年代の映画では、百万長者といっている。兆の上が、京。きょう、または、けいと読むらしい。その京の一万倍が垓で、更にその一万倍が何々、と続き、打ちどめが無量多数。これは十の六十八乗の数字という。ええとゼロがいくつですかね。

Committee on Asian Women's Fund

c/o Asian Women's Human Rights Council

4L Fil Garcia Building, 140 Kalayaan Avenue, Diliman Quezon City

Tel: (632) 9246406 Fax: (632) 9246381

A BRIEF PROFILE OF THE COMMITTEE ON THE ASIAN WOMEN'S FUND

(Updated as of 2 October 1996)

For Submission to the Philippine Government

Background

The Committee on the Asian Women's Fund was created following a resolution of the National Board of LILA Pilipina to evolve a mechanism through which to channel support to the Filipino survivors of Japan's wartime military "comfort women" system who are availing of the Asian Women's Fund. The Committee is separate from, and independent of, LILA Pilipina.

Functions and Purposes

The Committee has the following functions and purposes.

1. The Committee, in consultation with the Philippine and Japanese governments and support groups for the Filipino survivors, will participate in the formulation of the process of availment of survivors of the AWF, taking into account the particular needs and situations of each victim/survivor.
2. The Committee will assist the survivors in undertaking the qualification process, in terms of facilitating requirements, articulating needs and problems of individual survivors and safeguarding and promoting the rights of the victims during the availment process.
3. The Committee will liaise and discuss with representatives of the Asian Women's Fund, the Japanese and Philippine governments in the processing, designing, and implementation of AWF programs for the survivors.

Composition

The Committee is composed of experts in various fields that will provide their expertise to support the Lolas in the process of availment. They include a psychologist, a medical doctor, a lawyer, a historian, two full-time researchers, a representative from LILA Pilipina and a representative from the Asian Women's Human Rights Council (AWHRC).

声 明

新聞報道によれば、自由民主党国会議員の一部によって構成されている「明るい日本・国会議員連盟」（奥野誠亮会長）はさる9月13日の総会で、来年より使用される中学校教科書における「従軍慰安婦」問題の記述を不当とし、これを削除するよう文部大臣に申し入れることを決定したとのことである。同種の主張は、産経新聞論説や一部のメディア誌上にもあらわれ、一部の民間団体もそのような要請をおこなっている。教科書の記述に対する批判は自由であり、執筆者と出版社は批判を検討し、受当な批判点は取り入れて、記述の改良につとめるべきである。しかし、「従軍慰安婦」問題を取り上げること自体が許されないかのごとき主張がくりかえし行われることについては、政府とともに、「従軍慰安婦」にされた方々に対する償いのために活動している女性のためのアジア平和国民基金として、顧念と憂慮を禁じ得ない。ここに本基金の所見を公開して、関係方面のご検討に供したい。

過去の戦争の時代に対する正しい認識をもつことは、こんにちアジアの近隣諸国との心のかよう友好協力関係を発展させるために、きわめて重要である。1972年の日中共同声明において、「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を感じ、深く反省する」との表明がなされた。その後も歴代政府は努力を積み重ね、その到達点として戦後50年8月15日の首相談話が出されたのであった。またそれに先立って、衆議院でも6月24日戦後50年決議が可決されたが、その中でわが国が植民地支配と侵略的行為によって「アジアの諸国に苦痛を与えたことに対して反省の誠を捧げる」ことが表明されたのである。このような政府、国会の認識が次代国民の歴史教育に生かされることはゆるぎない国の方針である。

いわゆる「従軍慰安婦」問題は中国に対する戦争の過程で発生した問題である。戦火が満州から全中国に拡大するにつれて、占領地で日本軍兵士による中国人婦女子に対する強姦が頻発した。これは陸軍刑法にてらしても、一般刑法にてらしてもまぎれもない犯罪である。「戦場という極限状態で人殺しをしている人間に紳士的であれということなどできない」といって、強姦事件を寛大にみるべきだと主張する意見があるが、これは文明国では通用しない。強姦の罪を犯した兵士

は軍法会議で厳罰に処せられることが法である。しかし、日本軍においてその法がどれほど適用されたかは疑わしい。ここにおいて事態を憂慮した派遣軍指導部では「性的慰安の設備を整え」、事件の発生を防ごうとした。ここにおいて軍の要請のもとに慰安所が設置されるにいたったのである。この慰安所が民間人の業者によって設置されたにしても、これが戦争目的遂行のために必要な設備として軍の要請によって設置された以上、この慰安所の存在に対して日本国家と日本軍は道義的責任を免れない。

一部で行われている議論では、慰安所に女性たちを集めるのに、国家機関の直接的強制力が加えられたかどうかが争点にされ、強制が立証されなければ問題はなかったかのごとき主張がなされているが、これは当をえない。朝鮮半島から集められた女性たちの申し立てで圧倒的に多いのは、甘言をもって欺かれて、集められたという証言である。其の場合、軍の統制下にある施設において、性的奉仕を強要されるなら、国と軍は強制に対する道義的責任を免れない。さらに東南アジア諸国、とくにフィリピンの場合、多くの証言が一致して指摘するところでは、慰安所に集められる現地女性には直接的暴力が加えられている。

日本政府は1992年7月6日と8月4日に「従軍慰安婦」問題調査結果を発表した。基本的にその事実認識にもとづいて、さきごろの橋本総理大臣の「お詫びの手紙」が発されたのである。

「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しく後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」

この総理の手紙でしめされた精神は、この間の努力の積み重ねの上に最終的にかたちをあたえられたものであり、政府と基金の共同の精神であって、全国民のものとなるべきものである。歴史教育もこの精神にそって考えられていくことが

のぞましい。これは全世界の注目の中で被害を受けたアジア諸国民に日本国が約束した一線であり、これから後退することはない。

このような事情を十分に考慮の上、慎重かつ真摯な対応を関係方面に要請する。

1996年9月3日

女性のためのアジア平和国民基金

人権の範囲は、1に掲げる人々の範囲に含まれる者が構成する世界のすべてである。

平成年八月三十日
大藏大臣臨時代理
國務大臣 中尾 榮一

六	七
○トシ	○トシ

生鮮牛肉	十四萬九千六百
冷凍牛肉	十八萬六千二百七十七

です。

かつてゐた。マサチューセツツ

いつに示された人々を、

ある者は、

6



「ま、ほんとにすこいですね。SP これと対照的なのが、1991年3月から1年間、東京都文京区の中学校で2、3年生を対象に行なわれた社会科の授業記録です。アジアと日本の教科書に載っている日本軍の生々しい無差別爆撃シーンの姿容を生々しく眺めるに似せ、さらに身体も利用して35か国の大使館をめぐって日本軍の加害調査を行なったのですが、その実践の結果生徒たちはこんな感想をもらいました。〈白人という論は、アジアの国々の中で一番野蛮な国なのだからをあのけたものの、よくって日本人と見てもらいたくない〉(自分は日本という国が好きな)ではありません。むしろ好きではあります。」

いいところをおしやつてゐる。
「五年生を修了したおとういかにだわりが経たずに残つてゐることに驚かして」
「その間及ぶと、中学生に戦争おなじ戦争体制の異常さをを伝えることができた」
皮肉な話ですが、そういうことを伝えるための素材とはなりました。
藤岡：そういう取りとけ方しなうたないですね。とにかく、結果がどうなるかは、いまだわからないところにはやる。それが、将来の元手になつて思ひ込んでます。

9月10日、華盛頓開院会の政
策研究會に隨同して招かれた
藤田氏は、「英米對華協定の記
述について」「若者ニイス問題
に關するとも考へたる、深刻、重
なスキャンダルだ。中東に基い
かないものである。日本國民は
精神的ににげやせ、日本國民を
しての自負、氣概を失つてしま
だけのものだ。今こそ史料を再
査せなければならぬのか」と
と訴へた。

インタヴュー中、1940年の東京
に對して持てた日僑民と陸軍
國家社會のなかで尊敬されな
かといふことで少し誤りした
ところ、藤田氏はそんな話には
う完全に無関心です。そういふ
ことが、なぜ、わからないのか
不思議ですね」と考へてゐた。

「軍」をめぐる藤田氏の関
は、いま納まったばかりであ

107 SEP 1996 10 9

戦後補償実現! FAX速報 No.137. 96. 9. 28.

編集・発行：戦後補償ネットワーク 〒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402
 FAX: 03 (3237) 0287 ☎: 03 (3237) 0217
 受付料：月額1000円(切手可) 郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
 銀行口座：三菱銀行飯田橋支店(普通口座) 071-0151945「戦後補償ネットワーク」

◆橋本首相、今秋の靖国参拝中止

橋本龍太郎首相が10月に行われる靖国神社の秋季例大祭前後の参拝を取りやめることを、日本政府が中国政府に伝えていたことが、26日わかった。後者の政府筋が明らかに。7月の首相の靖国参拝や尖閣諸島の領有権問題を巡って、日中関係が悪化していることに首相が配慮した。首相は今年夏、敗戦記念日を避ける形で自らの誕生日の7月29日に靖国神社を参拝。10月17日から始まる秋季例大祭直前の同月16日が「いとこの戦死公報が届いた日で、参拝する」との意向も周辺に伝えていた。これに対して、中国は強く反発。24日ニューヨークで行われた池田行基外相と錢中国外相との会談でも、中国側は「靖国神社参拝を含む歴史認識では、長年の慣例を破って橋本首相の参拝が行われたのは遺憾だ」と日本側に伝えていた。首相周辺は26日夜、「16日に参拝しないと明確にわかる形で中国側に伝えた」と語った。(朝9/27)

◆橋元元自民党幹事長、「従軍慰安婦」いなかったと発言

橋元元自民党幹事長は21日、佐賀市で開かれた衆院選佐賀二区に立候補予定の同党新人の決起集会で、「来年の中学校の教科書から、これまで触れられていなかった従軍慰安婦が登場する。実際は従軍看護婦はいたけど、従軍慰安婦はなかった」と発言した(朝9/22)。自民党では、連選公約の一貫として教科書の検定制度の廃止を検討してきたが、26日の八役会議などで「検定廃止ですます歴史がねじ曲げられる」などの批判が強くなったため、この公約を撤回、教科書のあり方について検討するとの記述にとどまった。

◆シベリア抑留元日本兵ら提訴

戦後、シベリアに抑留された朝鮮半島出身の中国人と日本人の元日本兵二人が25日、政府に謝罪と計850万円の損害賠償などを求めて東京地裁に提訴した。戦後直後のシベリア抑留を巡る戦後補償訴訟は3件目。訴状によると、朝鮮半島生まれで、日本に徴兵された呉雄雄さん(71)＝現中国語と、小幡雄二さん(70)は1945年8月、ソ連の捕虜収容所に入れられ、3年余り強制労働に従事させられた。抑留からの解放後は、呉さんは政府から「外国人」として扱われ、日本人抑留者が受け取った慰労金も支給されなかった。また、小幡さんは出征前の勤め先に復職せず、跡継ぎで重労働生活を送った。(朝9/26)

◆新・ゴーマニズム宣言で小林よしのり「慰安所は必要悪」

25日発売された隔週刊「SAPIO」誌が「従軍慰安婦」大論争を題して、「従軍慰安

婦」問題についての特集を組んでいるが、同誌に連載されている「新・ゴーマニズム宣言」で著者の小林よしのり氏は「慰安所」が秩序をとりもどし、現地への民間人への暴行を防ぐ唯一の手段」と結論づけている。この漫画は、同誌前々号に掲載された「従軍慰安婦カマトトマスコミを撃つ」と題されたものの続編。7月に催された戦後補償実現フェスティバルを報じた記事を機に、主催した同フェスティバル実行委員を「純粋正義まっすぐ君」と揶揄したうえで、被害者の証言に歪曲がないことを問題化。今号では「おそろべき慰安婦問題の反省」と題してその反応を紹介しているが、反対意見に対しては片寄った描き方をしており、事実関係および慰安婦問題を捉える姿勢にもかなり問題があり、この漫画に対しては、具体的な事実をきちんと突きつけていく必要があるとの指摘もなされている。「SAPIO」誌は10代後半からの幅広い世代の読者を30万抱えているといわれており、十分な警戒が必要なものと思われる。

◆在日の戦後補償を求めて全国キャラバン計画

在日韓国人元日本軍傷病軍属に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を求める運動を進めている在日の戦後補償を求める会は、10月20日から福岡を皮切りに全国キャラバンを開催することを計画している。同会は在日韓国人を援護法の適用から除外している「国籍条項」が「民族差別を正当化し、公務員への夢を抱く在日の若者や在日一世の生活を踏みにじっている」と指摘し、「国籍条項」がなくなり、在日と日本人が平等な権利をもつ日まで、戦争は終わらないとしてその撤廃を求めている。キャラバンは10月20日の福岡集会を皮切りに、九州・四国・中国・関西・東海地方をまわった後、31日に神奈川集会をもつ予定。問い合わせは同会☎044-283-2997

◆＜案内＞花園事件補償請求裁判第5回口頭弁論

9月30日(月)午後3時～、東京地裁506号法廷。報告集会午後6時全水道会館6F会議室。問い合わせ＝中国人強制連行を考える会☎03-3503-8588

◆＜案内＞被害者への支援を強め、国家補償を実現する10・13フォーラム

10月13日(日)午後1時半～5時、エポック10。戦後補償実現市民基金活動報告、被害者の支援について各国の支援団体発言ほか。参加費500円。問い合わせ＝戦後補償実現市民基金☎03-3262-4971

◆＜案内＞性教育と「従軍慰安婦」－すべての子どもにつたえたい

10月26日(土)午後2時～飯田橋セントラルプラザ10F東京都中央労政事務所第二会議室。資料代＝500円。問い合わせ＝(仮称)「もう一つの歴史館・松代」建設実行委員会千歳事務局☎043-276-0715(黒崎)

◆＜案内＞松代大本営を歩く展'96

11月9日(土)～10日(日)、松代大本営関連の場所見学、マツシロ11・11の集いなど。費用＝23000円。10月12日締め切り。問い合わせ☎043-276-0715「もう一つの歴史館松代」建設実行委員会千歳事務局